日本国 JCM 実施要綱(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、二国間クレジット制度(以下「JCM」という。)に係る二国間文書(以下「二国間文書」という。)及び同文書に基づき設置される合同委員会において採択される規則及びガイドライン類(以下「規則及びガイドライン類」という。)を踏まえ、日本国 JCM 登録簿の作成及び運用、日本国 JCM 登録簿における JCM クレジットの発行、発行された JCM クレジットの管理その他の必要な事項及びこれらに関する手続並びに様式等を定めることにより、日本国における JCM の円滑な実施を図ることを目的とする。

(参照文書なし)

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次に従う。

第2条 こり安門におり	、て区川りる川間の足我は外に促り。
用語	定義
移転	口座名義人又は日本国政府が、日本国 JCM 登録簿に開設さ
	れた保有口座にある全て又は一部の JCM クレジットを、同
	登録簿上の別の口座に移すこと。
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減
	する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量につい
	て、クレジットの無効化又は自主取消しにより、その排出量
	の全部又は一部を埋め合わせること。
外国法人	内国法人以外の法人。
規則及びガイドライ	合同委員会において採択される、日本国とパートナー国政府
ン類	との間での JCM の実施に必要な事項を定めた文書。
強制取消し	JCM 実施担当府省が、過誤訂正等を目的として、JCM クレ
	ジットを強制取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそ
	れ以上移転ができない状態にすること。
強制取消口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。JCM クレジットの強制
	取消しを行うための口座。
クレジットブロック	1tCO ₂ 以上のクレジットを固まり(ブロック)として扱う際
	の単位。クレジットのユニット開始番号からユニット終了番
	号までで定義される。
口座の利用の停止	日本国 JCM 登録簿上の法人保有口座について、当該口座の
	口座名義人による日本国 JCM 登録簿上での記録事項の変更

Г	
	及び JCM クレジットの振替並びに発行を受けることができ
	ない状態にすること。
口座名義人	日本国 JCM 登録簿において法人保有口座の開設を受けた法
	人。
合同委員会	JCM に係る二国間文書に基づき設置され、日本国及びパー
	トナー国の代表により構成される委員会。JCM に係る規則
	及びガイドライン類の採択、方法論の承認、プロジェクトの
	登録及び発行する JCM クレジット量の各国政府への通知を
	行う。
自主取消し	口座名義人又は日本国政府が、JCM クレジットを自主取消
	口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できな
	い状態にすること。
自主取消口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。JCM クレジットの自主
	取消しを行うための口座。
取得	口座名義人又は日本国政府が、日本国 JCM 登録簿に開設さ
	れた口座において、同登録簿上の他の保有口座から移転され
	た JCM クレジットを受けとること。
政府保有口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。日本国 JCM 登録簿にお
	いて日本国政府が JCM クレジットを保有するための口座。
第三者機関	合同委員会に指定され、提案プロジェクトの妥当性確認及び
	排出削減及び吸収量の検証を実施する機関。
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人。
二国間クレジット制	日本国及びパートナー国が、JCM に係る二国間文書に基づ
度(JCM)	き運用する制度。パートナー国によっては、二国間オフセッ
	ト・クレジット制度(BOCM)と呼ばれる。
二国間文書	日本国政府及びパートナー国政府が、JCM を創設すること
	について定めた文書。
日本国 JCM 登録簿	JCM クレジットの管理のために、二国間文書、規則及びガ
	イドライン類に従い、JCM 実施担当府省が作成及び運用す
	る電磁的台帳。
パートナー国政府	日本国政府と JCM に係る二国間文書に署名等し、日本国政
	府との間でJCM を実施する相手国政府。
発行	JCM 実施担当府省が、日本国 JCM 登録簿に開設された保有
	口座において、合同委員会からの通知に示された量の JCM
	クレジットについて増加の記録をすること。
振替	JCM 実施担当府省が、日本国 JCM 登録簿に開設された口座
·	

	における JCM クレジットの移転及び取得のための措置をと
	ること。
法人保有口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。日本国 JCM 登録簿にお
	いて法人が JCM クレジットを管理するための口座。
方法論	JCM プロジェクトにより達成される排出削減及び吸収量の
	計算方法を規定する文書。方法論提案者により提出された提
	案方法論は、合同委員会により承認され、承認方法論として
	JCM プロジェクトへ適用される。
無効化	口座名義人又は日本国政府が、自らの温室効果ガスの排出の
	抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレ
	ジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ
	以上移転できない状態にすること。
無効化口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。JCM クレジットを無効
	化するための口座。
ユニット番号	日本国 JCM 登録簿上で JCM クレジットを扱う際の最小の基
	本単位となる1tCO ₂ あたりに付与される番号。
JCM クレジット	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第
	6号に規定する海外認証排出削減量であり、JCM において
	発行された温室効果ガスの量(温室効果ガスが二酸化炭素以
	外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸
	化炭素の量に換算されたものとする。)。
JCM クレジットの移	日本国 JCM 登録簿上の JCM クレジットの全部または一部に
転の制限	ついて、一時的に移転ができない状態にすること。
JCM 実施担当府省	日本国における JCM の実施を担当する府省。
JCM プロジェクト	二国間文書、規則及びガイドライン類に従い、合同委員会に
	よって登録されたプロジェクト。

(各種文書参照)

(日本国における JCM 実施のための文書)

- 第3条 日本国における JCM は、日本国政府及びパートナー国政府が署名等した二国間文書、規則及びガイドライン類等に基づき、この要綱及び次の各項により策定する文書に従って実施する。
- 2 JCM 実施担当府省は、この要綱に基づき、JCM 実施担当府省及び日本国 JCM 登録簿において法人保有口座の開設を受けた法人(以下「口座名義人」という。)が従うべき事項を定めるため、別添の日本国での JCM 利用に関する約款(以下「約

款」という。)を策定する。

- 3 JCM 実施担当府省は、この要綱及び約款の策定後、追加的に規定することが必要 となった事項を定めるため、文書を策定することができる。
- 4 JCM 実施担当府省は、この要綱、約款及び前項により策定される文書の改正及び 廃止(以下「文書の変更等」という。)を行うことができる。

(参照文書なし)

第2章 JCMの概要

(JCM の目的)

第4条 JCM は、次の各号に掲げる事項を目的として実施する。

- 一 途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の 普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢 献を定量的に評価するとともに、日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成に 活用する。
- 二 地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条 約の究極的な目的に貢献する。

(約束草案、二国間の実施規則 (RoI) 参照)

(二国間において日本国政府が講ずる措置)

- 第5条 日本国政府は、二国間文書に基づき、パートナー国政府とともに、両国の代表者で構成される合同委員会を設置する。
- 2 日本国政府は、パートナー国政府とともに、二国間文書に基づき、規則及びガイドライン類を採択し、二国間文書、規則及びガイドライン類に従って、合同委員会において次の各号に示す措置その他の必要な措置を講じる。
 - 一 第三者機関の指定
 - 二 提案方法論の承認(承認された方法論を「承認方法論」という。)
 - 三 提案プロジェクトの登録(登録されたプロジェクトを「JCM プロジェクト」という。)
 - 四 各国政府への JCM クレジット発行量の通知

(RoI の C.、項参照)

(JCM クレジットの用途)

- 第6条 日本国政府は、無効化された JCM クレジットを、日本国の温室効果ガス排出 削減目標の達成に活用する。
- 2 JCM クレジットを保有する口座名義人は、当該 JCM クレジットを、次の各号に

示す用途に用いることができる。

- 一 無効化することによる温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1 条第4号に基づく調整後温室効果ガス排出量の調整
- 二 低炭素社会実行計画における活用
- 三 カーボン・オフセット等への活用
- 四 その他将来において日本国政府が必要に応じて定める用途

(JCM 登録簿調達仕様書の文章、J-クレ実施要綱 1.7 参照)

(JCM クレジット発行の対象期間)

- 第7条 JCM クレジットの発行は、次項における決定がなされるまでは、2020 年 12 月 31 日又は国連気候変動枠組条約による新たな国際枠組みの発効のいずれか早い日までの期間を対象とする。
- 2 日本国政府は、前項に定める期間が終了する前に、JCM クレジット発行の対象期間の延長について検討し、決定する。

(RoI の O.項参照)

第3章 日本国JCM登録簿

(日本国 JCM 登録簿の作成・運用)

- 第8条 JCM 実施担当府省は、規則及びガイドライン類に従い、日本国 JCM 登録簿 を作成し、運用する。
- 2 日本国 JCM 登録簿は、その全部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する。
- 3 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿に口座及び JCM クレジットの管理に関する事項を記録する。
- 4 日本国 JCM 登録簿における記録及び口座名義人への通知は英語により行う。
- 5 JCM 実施担当府省による口座名義人への通知は、当該口座名義人の保有口座に記録された JCM クレジットの取得、保有及び移転を担当する部署に対して行う。
- 6 JCM 実施担当府省は、次の事項を定めることができる。
 - 一 日本国 JCM 登録簿に係る申請の受付時間
 - 二 日本国 JCM 登録簿の運用時間
- 7 JCM 実施担当府省は、前項の規定により前項第一号及び第二号を定めた場合、遅滞なく、その内容を告知する。
- 8 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿の運用設備の保守又は点検、システム変更、不正アクセス防止措置その他のやむを得ない事由がある場合は、日本国 JCM 登録簿の運用を停止する。

(温対法第29条1及び2項、J-クレ登録簿利用規程第4条及び8条1、2及び3参照。 4項及び5項は参照文書なし)

(日本国 JCM 登録簿の記録事項)

- 第9条 JCM 実施担当府省は、JCM クレジットの取得、保有及び移転を行うため、次の各号に掲げる口座を開設する。
 - 一 法人保有口座
 - 二 政府保有口座
 - 三 無効化口座
 - 四 強制取消口座
 - 五 自主取消口座
- 2 前項第一号に定める法人保有口座は、口座名義人ごとに区分する。
- 3 前項の各法人保有口座には、次に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座番号
 - 二 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所(以下「本店等」 という。)の所在地
 - 三 JCM クレジットの取得、保有及び移転を担当する部署の名称及び所在地、担当者の氏名、電子メールアドレス及び電話番号
 - 四 保有される JCM クレジットの識別番号及び数量
 - 五 保有される JCM クレジットの有効性に関する情報
- 4 第1項第二号から第五号に定める口座には、次の各号に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座番号
 - 二 保有される JCM クレジットの識別番号及び数量

(温対法第31条1、2及び3項、割当量口座簿省令第2条参照。第4項は参照文書なし)

(日本国 JCM 登録簿の廃止)

- 第10条 JCM 実施担当府省は、JCM 実施担当府省の政策変更、その他やむを得ない 事情により、日本国 JCM 登録簿を廃止することができる。
- 2 前項の規定により日本国 JCM 登録簿を廃止する場合には、JCM 実施担当府省は、 あらかじめ口座名義人に対して次の各号に掲げる事項を通知する。
 - 一 日本国 JCM 登録簿を廃止する旨
 - 二 前号の理由
 - 三 その他の必要事項
- 3 JCM 実施担当府省は当該通知から日本国 JCM 登録簿の廃止まで口座名義人に十分な猶予期間を確保するよう努める。

(昨年度登録簿利用規程案 10条4参照。元はJ-クレ登録簿利用規程 10条4。第1項は参照文書なし)

(過誤訂正)

第11条 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿における記録等に過誤を発見した場合には、口座名義人に対して事前に訂正の内容及び理由を通知した上で、当該過誤を訂正するための措置を執ることができる。

(昨年度登録簿利用規程案7条参照。元はJ-クレ登録簿利用規程第7条。

(情報公開)

- 第12条 JCM 実施担当府省は、日本国における JCM の実施に関する透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - 一 日本国 JCM 登録簿に開設されているすべての法人保有口座の口座番号
 - 二 口座名義人の名称、本店等の所在地
- 2 JCM 実施担当府省は、第9条第1項に定める口座の種類毎に、当該口座に記録されている JCM クレジットの量について定期的に公開する。

(割当量口座簿省令第15条参照。第2項は参照文書なし)

第4章 法人保有口座

(法人保有口座の開設)

- 第13条 日本国政府が発行した JCM クレジットの取得、保有及び移転を行おうとする法人は、日本国 JCM 登録簿に、JCM 実施担当府省による法人保有口座の開設を受けなければならない。
- 2 法人保有口座は、一の法人につき一に限り開設を受けることができる。
- 3 日本国JCM登録簿に法人保有口座の開設を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、日本国JCM登録簿に掲示された窓口に提出しなければならない。
 - 一 法人保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の 所在地の英語による表記
 - 二 内国法人においては、前号の日本語による表記
 - 三 JCM クレジットの取得、保有及び移転を担当する部署の名称及び所在地、担当者の氏名の英語による表記
 - 四 内国法人においては、前号の日本語による表記
 - 五 JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者の電子メールアドレス及び

電話番号

- 4 JCM実施担当府省は、前項の規定による法人保有口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類に不備があるときを除き、遅滞なく、日本国JCM登録簿に第9条第3項に定める事項を記録し、法人保有口座を開設する。
- 5 JCM実施担当府省は、申請書又はその添付書類に不備がある場合は、遅滞なく、 当該申請をした者に対して、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該 申請により求められた法人保有口座の開設を拒否する。
- 6 JCM実施担当府省は、第4項の規定により法人保有口座を開設したときには、遅滞なく、当該法人保有口座においてJCMクレジットの取得、保有及び移転を行うために必要な事項をその口座名義人に通知する。

(温対法第32条1、2、3、4、5及び6項、割当量口座簿省令第3条、行手法第7条参照。7項は参照文書なし。)

(記録事項の変更)

- 第14条 口座名義人は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、 様式第二による申請書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる 書類を添付して、日本国JCM登録簿に掲示された窓口に提出することにより、届け 出なければならない。
 - 一 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
 - 二 内国法人においては、前号の日本語による表記
- 2 口座名義人は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、日本国 JCM登録簿上で自ら電磁的に記録を変更しなければならない。
 - 一 JCM クレジットの取得、保有及び移転を担当する部署の名称及び所在地、担当者の氏名の英語による表記
 - 二 JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者の電子メールアドレス及び 電話番号
- 3 前項一号の変更を行った内国法人において、該当する事項の日本語の表記に変更 がある場合には、遅滞なく、当該変更内容について JCM 実施担当府省に連絡しなけ ればならない。
- 4 第1項の申請があった場合には、JCM実施担当府省は、遅滞なく、記録を変更する。
- 5 前条第6項の規定は、前項の記録の変更について準用する。
- 6 口座名義人が第1項の申請又は第2項の変更を怠ったために、この要綱に基づく JCM実施担当府省からの通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達 しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

(温対法第33条、割当量口座簿省令第4条、昨年度登録簿利用規程案第11条2(元

(記録事項の証明の交付申請)

- 第15条 口座名義人は、JCM 実施担当府省に対し、自己の法人保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を申請することができる。
- 2 前項の申請を行う場合には、様式第三の申請書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、日本国 JCM 登録簿に掲示された窓口に提出しなければならない。
- 3 JCM 実施担当府省は、第1項の申請があった場合において、遅滞なく、当該申請に係る日本国 JCM 登録簿に記録されている事項を証明した書面を交付する。

(温対法第40条、割当量口座簿省令第13条参照)

(口座の自主的な閉鎖)

- 第16条 口座名義人は、自己の法人保有口座に記録されているJCMクレジットについて、その全部を移転した場合には、自己の法人保有口座の閉鎖を申請することができる。
- 2 前項の申請を行う場合には、様式第四の申請書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、日本国JCM登録簿に掲示された窓口に提出しなければならない。
- 3 JCM実施担当府省は、第1項の申請があった場合には、当該申請に係る法人保有口座を閉鎖する。

(割当量口座簿省令第14条参照)

(口座の利用停止)

- 第17条 JCM実施担当府省は、口座名義人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該口座名義人による日本国JCM登録簿上の口座の利用を停止させることができる。
 - 一 虚偽の申請を行った場合
 - 二 必要な申請を行っていない場合
 - 三 その他要綱等に対する重大な違反を行った場合
- 2 JCM実施担当府省は、前項の規定により利用を停止させた場合には、遅滞なく、 その利用を停止させた当該口座名義人にその旨を通知する。

(昨年度登録簿利用規程案第10条1参照。元はJ-クレ登録簿利用規程第10条1)

(口座の強制的な閉鎖)

第18条 JCM実施担当府省は、次の各号のいずれかに該当する場合には、口座名義

人の法人保有口座を閉鎖することができる。

- 一 第10条第1項によりJCM 実施担当府省が日本国JCM 登録簿を廃止する場合
- 二 前条による法人保有口座の利用の停止に係る通知の発出した日から起算して 30日以内に口座名義人が利用の停止の原因となった違反状態を解消できなかった場合
- 2 JCM実施担当府省は、前項の規定により法人保有口座を閉鎖するときには、当該 口座名義人に通知する。
- 3 当該口座名義人は、第1項第二号の場合において、閉鎖される口座に記録された JCMクレジットにつき、前項による通知が発出された日から30日以内に、第22 条に基づく振替の手続を行う。上記期間内にJCMクレジットの移転がなされない場合には、JCM実施担当府省は、当該JCMクレジットについて無効化のための振替を行う等の措置を講ずる。

(昨年度登録簿利用規程案第 10 条 2 及び 3 参照。元は J-クレ登録簿利用規程 10 条 2 及び 3)

(口座の強制的な閉鎖をしようとする場合の手続)

- 第19条 JCM実施担当府省は、第18条第1項第二号の規定に基づき法人保有口座 を閉鎖しようとする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、当該措置の対象とな る口座名義人に対して、聴聞を行うための手続を執る。
 - 一 公益上緊急に、法人保有口座を閉鎖する必要がある場合
 - 二 相当な努力を払っても口座名義人と連絡することができない場合

(行手法第13条参照)

第5章 JCM クレジット

(JCM クレジットの発行)

- 第20条 JCM クレジットの発行は、第5条第2項第四号の通知に基づき、JCM 実施 担当府省が、JCM クレジットの発行を受ける法人保有口座又は政府保有口座におい て、当該通知に定められた量の JCM クレジットの増加の記録をすることにより行 う。
- 2 JCM実施担当府省は、前項によるJCMクレジットの発行にあたり、口座に記録されるJCMクレジットに、次の各号に掲げる識別番号を記録する。
 - 一 制度記号
 - 二 ホスト国名コード
 - 三 JCM クレジット発行国名コード
 - 四 JCM クレジットブロックのユニット開始番号

- 五 JCM クレジットブロックのユニット終了番号
- 六 JCM プロジェクト番号
- 七 JCM クレジット発行回数
- 八 JCM クレジット発行年
- 九 排出削減年

(J-クレ登録簿利用規程3条3参照。第1項は参照文書なし)

(JCM クレジットの移転、無効化、自主取消し及び強制取消し)

- 第21条 口座名義人又は日本国政府は、自らの保有口座に記録されたJCM クレジットについて、他の保有口座を移転先口座とする振替により、移転することができる。
- 2 口座名義人又は日本国政府は、自らの保有口座に記録された JCM クレジットについて、無効化口座を移転先口座とする振替により、無効化することができる。
- 3 口座名義人又は日本国政府は、自らの保有口座に記録された JCM クレジットについて、自主取消口座を移転先口座とする振替により、自主取消しすることができる。
- 4 JCM 実施担当府省は、過誤訂正等を目的として、強制取消口座を移転先口座とする振替により、JCM クレジットを強制取消しすることができる。

(参照文書なし)

(JCM クレジットの振替)

- 第22条 JCM クレジットの振替は、JCM 実施担当府省が、当該 JCM クレジットに ついての日本国 JCM 登録簿に開設された口座における減少及び増加の記録をする ことにより行う。
- 2 前項のJCMクレジットの振替の申請は、自らの保有口座に記録されたJCMクレジットの移転を行おうとする口座名義人が、JCM実施担当府省に対して行わなければならない。
- 3 口座名義人は、保有するJCMクレジットを、他の者に代わり無効化することができる。
- 4 第2項の申請をする口座名義人は、次に掲げる事項を日本国JCM登録簿上で電磁的に記載しなければならない。

 - 二 当該振替において減少及び増加の記録がされるべき JCM クレジットブロック 及び JCM クレジットの数量
 - 三 当該振替が前項に定める他の者に代わる無効化を目的とする場合には、その旨並びに当該他者の名称及び本店等の所在地
- 5 第2項の申請があった場合には、JCM実施担当府省は、遅滞なく、次に掲げる措

置を執る。

- 一 口座名義人の法人保有口座の前項第二号の JCM クレジットについての減少の 記録
- 二 移転先口座の前項第二号の JCM クレジットについての増加の記録
- 三 前項第三号の記載がある場合には、その記録

(温対法第34条1、2、3及び4項、割当量口座簿省令第5条、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件(H22告示4号)第三2参照)

(JCM クレジットの帰属)

第23条 JCM クレジットの帰属は、日本国 JCM 登録簿の記録により定まるものとする。

(温対法第30条参照)

(JCM クレジットの譲渡の効力発生要件)

第24条 JCM クレジットの譲渡は、第22条第1項の規定に基づく振替の結果、譲受人が開設を受けた口座において当該譲渡に係る JCM クレジットの増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(温対法第35条1参照)

(保有の推定)

- 第25条 口座名義人は、法人保有口座における記録がされた JCM クレジットを適法 に保有するものと推定する。
- 2 日本国政府は、第9条第1項第二号から第五号の口座における記録がされた JCM クレジットを適法に保有するものと推定する。

(昨年度取引規定案「保有の推定」参照。元は温対法第38条)

(質権設定の禁止)

第26条 JCM クレジットは、質権の目的とすることができない。

(昨年度取引規定案「質権設定」参照。元は温対法第36条)

(善意取得)

第27条 第9条第1項に掲げる口座において第22条1項に定める振替の結果、 JCM クレジットの増加の記録を受けた日本国政府又は口座名義人は、当該 JCM クレジットを取得する。ただし、日本国政府又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(昨年度取引規定案「善意取得」参照。元は温対法第39条)

(JCM クレジットの移転の制限)

- 第28条 JCM実施担当府省は、次の各号に掲げる場合には、第22条の規定に基づく当該JCMクレジットの振替を行わないことができる。
 - 一 口座名義人の JCM クレジットについて、裁判所により差押命令その他移転の 制限に関する命令が発せられた場合
 - 二 JCM クレジットの発行に重大な瑕疵があった場合
 - 三 JCM クレジットの移転及び取得において要綱等に対する重大な違反が判明した場合
- 2 JCM実施担当府省は、前項の規定により法人保有口座にあるJCMクレジットの移転を制限した場合には、遅滞なく、当該法人保有口座の口座名義人にその旨を通知する。

(参照文書なし)

(JCM クレジットの移転の制限をしようとする場合の手続)

- 第29条 JCM実施担当府省は、前条第1項第三号の規定に基づきJCMクレジットの 移転の制限を行う場合には、次の各号に掲げる場合を除き、当該措置の対象となる 口座名義人に対して、聴聞を行うための手続を執る。
 - 一 公益上緊急に、JCM クレジットの移転を制限する必要がある場合
 - 二 相当な努力を払っても口座名義人と連絡することができない場合

(行手法第13条参照)

第6章 文書の変更等

(公表)

- 第30条 JCM実施担当府省は、第3条第4項による文書の変更等を行う場合には、 事前に十分な時間的猶予を確保して変更内容について公表する。
- 2 JCM実施担当府省は、第3条第4項による文書の変更等を行った場合には、遅滞なく変更後の文書を公表する。

(昨年度登録簿利用規程案 14条1参照。元は J-クレ登録簿利用規程 14条)

(遡及)

第31条 第3条第4項による文書の変更等は、当該変更後の文書に特段の定めがある場合を除き、遡及しない。

(参照文書なし)

第7章 附則

(施行日)

第32条 この要綱は平成27年〇月〇日から施行する。

(参照文書なし)

別表第一 (第13条、第14条、第15条及び第16条関係)

内国法人	日本語による、口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書
外国法人	英語又は日本語による、口座名義人の名称、住所及び口座名義人が本店
	等の所在地を有する国(以下「本国」という。)で適法に設立及び存在す
	ることについて記した本国官庁の認証がある文書、口座名義人の代表者
	が当該法人を代表する権限があることを示す役員名簿又は委任状、及び
	口座名義人の代表者のパスポート又は公的機関が発行した署名証明書。
	英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日
	本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書。

様式

第一 法人保有口座の開設申請書

第二 記録事項の変更申請書

第三 法人保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付申請書

第四 法人保有口座の閉鎖申請書

別添

日本国での JCM 利用に係る約款 (案)

総則

- 第1条 JCM 実施担当府省及び口座名義人は、日本国における JCM の実施に当たり、 法令を遵守し、要綱、この約款及び要綱第3条第3項により策定された文書(以下 「要綱等」という。)並びに要綱第3条第4項により改正された文書に定められた 事項に従わなければならない。
- 2 要綱等に定めがない場合、口座名義人は、JCM 実施担当府省の指示に従わなければならない。

(昨年度約款案「制度利用に当たっての合意事項」柱書及び「約款の変更」2 参照。 元は、J-クレ約款3条柱書及び6条2参照)

口座名義人の地位の譲渡及び担保差し入れ

第2条 口座名義人は、口座名義人たる地位及び権利義務の第三者に対する譲渡、移 転、担保差し入れその他の処分又は口座名義人の名義貸しを行うことはできない。

(昨年度登録簿利用規程案第 12 条参照。元は J-クレ登録簿利用規程 12 条)

情報の提供

- 第3条 口座名義人は、JCM実施担当府省により、情報の提出が求められたときは、 日本国におけるJCMの実施に必要な範囲で、速やかにJCM実施担当府省の指示に従 わなければならない。
- 2 口座名義人は、日本国JCM登録簿に有する自らの口座に係る記録等に誤記を発見した場合には、遅滞なく、当該誤記の修正内容についてJCM実施担当府省に連絡しなければならない。

(昨年度約款案「制度利用に当たっての合意事項」2 参照。元は J-クレ約款 3 条 2。第 2 項は参照文書なし)

個人情報

- 第4条 JCM 実施担当府省は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」又は「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。
- 2 口座名義人は、JCM 実施担当府省が、日本国における JCM の実施に必要な範囲で、口座名義人の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾しなければならない。

免責事項

- 第5条 口座名義人による日本国におけるJCMの実施に伴い、問題が発生した場合には、全て口座名義人の責任で対処しなければならない。また、日本国におけるJCMの実施により、口座名義人において損失が生じても、JCM実施担当府省に重大な過失がない限り、口座名義人はJCM実施担当府省に対して一切の責任分担を求めない。
- 2 JCM実施担当府省は、要綱第10条に基づき、日本国JCM登録簿を廃止した場合、 当該廃止により口座名義人に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- 3 JCM実施担当府省は、要綱第3条第4項に基づき、文書の変更等を行った場合、 当該文書の変更等により口座名義人に発生した損害につき、一切の責任を負わない。
- 4 JCM実施担当府省は、口座名義人のJCMクレジットにつき差押えを行う等の裁判 所等の命令の送達を受け、これに従って行動した場合、口座名義人その他の第三者 に発生した損害につき、一切の責任を負わない。
- 5 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害(一時的なものであるか否かを問わない。)、口座名義人との間の通信回線(有線、無線を問わない。)の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連して記録等の遅延、不能又はこれらに関する誤処理がなされたことにより口座名義人に発生した損害につき、JCM実施担当府省に重大な過失がないかぎり、JCM実施担当府省は一切の責任を負わない。
- 6 JCM実施担当府省は、第1項から第5項以外の場合において、日本国におけるJCM の実施に係る行為により発生した損害につき、重大な過失がないかぎり一切の責任 を負わない。

(昨年度登録簿利用規程案 13 及び 14 条、昨年度約款案「免責事項」及び「本制度の変更、中止又は終了」参照。元は、J-クレ登録簿利用規程 13 条及び 14 条、J-クレ約款 5 及び 7 条)

暴力団排除

- 第6条 JCM実施担当府省は、口座名義人が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該口座名義人の法人保有口座の閉鎖、当該口座名義人のJCMクレジットの振替の制限、それらの措置の公表等を行うことができる。
 - 一 口座名義人が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(省庁の委託業務契約書等)

準拠法及び管轄裁判所

第7条 この約款の準拠法は、日本法とする。

- 2 JCM 実施担当府省及び口座名義人は、この約款に定めのない事項及びこの約款に 関して生じた疑義又は紛争等については、JCM 実施担当府省と口座名義人の間で十 分協議の上、その解決に向けて努力しなければならない。
- 3 この約款及び特約に基づく権利及び義務について、第2項に定める協議によって 解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄 裁判所とする。

(昨年度約款案「準拠法及び管轄裁判所」参照。元は、J-クレ約款 8条)

附則

1 この約款は、要綱の施行日から効力を生ずる。